

保護者各位

いつも大変お世話になっております。

クリエイティブキッズインターナショナルプリスクールは平成30年4月より
川崎市認定保育園になりました。

それに伴い、条件に合うご家庭に月謝の減額や川崎市から助成金が支払われること
になります。

各申請書等はスクールに全てありますので、申請希望の方は直接クリエイティブキ
ッズまでお問い合わせください。

1 助成対象児童について

月の初日より川崎認定保育園に在籍し、週4日以上通園する児童のうち、保護者及び児童が本市に在住し、保護者が次の(1)～(9)のいずれかの理由により保育を必要とする条件に該当する児童が、助成対象児童となります。各項目に記載のある必要書類を4月(年度途中入園の場合は随時)に提出してください。

(1)保護者が居宅外で仕事又は居宅内で子どもと離れ家事以外の仕事を1日4時間以上かつ月16日以上就労している場合

- ・居宅外就労の場合

「川崎認定保育園用就労証明書」を提出してください。

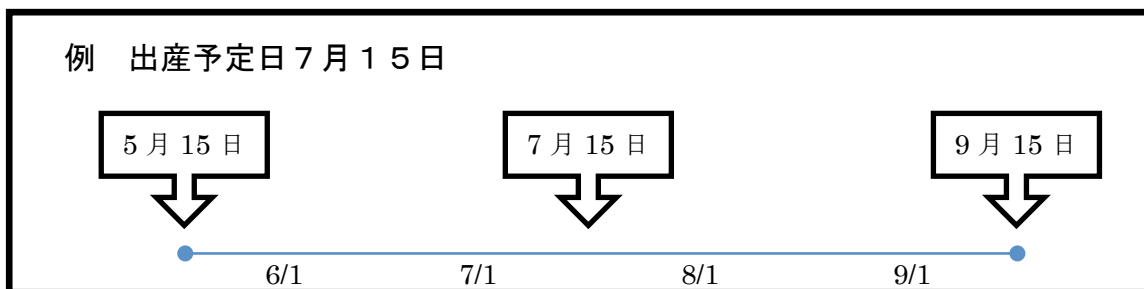
- ・自営等(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合

「川崎認定保育園用就労状況申告書」と、「確定申告書」等の収入を証明するもの、または、「営業許可書」「開業届」等の自営を証明するものを提出してください。

(2)妊娠中であるか出産後間もないことにより子どもの保育ができない場合

労働基準法により出産予定日の前8週間、後6週間は就労ができないことと規定されているため出産前後それぞれ2か月、合計4か月を助成対象期間としています。

出産予定日の記載された医師の診断書又は母子健康手帳の写し(保護者名及び分娩予定日が記載されている部分のみで可。)を提出してください。



出産予定日から前後2か月のうち1日が含まれている6～9月の4か月間が助成対象となります。例の場合、5月は対象月にはなりません。

(3)病気、負傷または心身障害により子どもの保育ができない場合

保護者の「診断書」又は「障害者手帳」等を提出してください。

(4)親族などの介護を常時行っていることにより子どもの保育ができない場合

介護を受けている方の「診断書」「障害者手帳」「介護保険証」のコピー及び「介護スケジュール」を提出してください。

(5)災害の復旧に当たっていることにより子どもの保育ができない場合

市町村が発行する「罹災証明書」を提出してください。

(6)求職中により保育をすることが困難な場合

特に提出する書類はありません。ただし、2か月間に限り助成対象児童とすることができます。その後、就職先が決まり(1)の条件で就労している場合は、「川崎認定保育園用就労証明書」を提出してください。2か月が経過しても就労先が決まらない場合は、助成対象外となります。また、この取り扱いは、1世帯につき年度中1回までとします。なお、助成対象外児童であっても、継続して通園すること自体は差し支えありません。

(7)大学や専門学校等に1日4時間以上かつ月16日以上就学している場合

「在学証明書」と「時間割」の提出が必要になります。
※時間割については、学校等で発行したものの写しを提出してください。
※通信教育により就学している場合については、助成対象児童とすることはできません。

(8)既に(1)の理由で助成対象児童として在籍していたが、保護者が下の子どもを出産後、育児休業を取得した場合

既に助成対象児童として川崎認定保育園に在園し、保護者が育児休業を取得した場合、育児休業対象児童が満1歳に達した年の年度末まで継続して助成対象とすることができます。保護者の育児休業の期間等を確認いたしますので「川崎認定保育園用就労証明書」を改めて提出してください。

助成対象児童についての Q & A集

Q1 月途中から入園した場合は、いつから助成対象児童になりますか？

A1 月の初日（休日で開園していない場合は月の最初の開園日）から利用契約をしていることが助成対象児童の条件です。月途中からの利用契約及び利用の場合は翌月から助成対象児童となります。なお、月の初日から利用契約を締結していて、実際の登園開始日が月途中であった場合は、その月から助成対象となります。

Q2 月途中の育休明け児童の場合は、いつから助成対象児童になりますか？

A2 育休明けの場合は当月中に復帰かつ、その月の初日から利用契約をしていれば、その月から助成対象児童となります。

Q3 「川崎認定保育園用就労証明書」の就労内容が1日4時間以上かつ月16日以上を満たさない場合はどうなりますか？

A3 この場合は条件を満たしていないため助成対象外となります。

Q4 就労先が2つ以上の場合の就労証明書の提出はどうすればよいですか？

A4 2か所の就労時間の合計により1日4時間以上かつ月16日以上の条件を満たしている場合は、助成対象となりますので「川崎認定保育園用就労証明書」を各々の就労先で発行し、園へ提出してください。

Q5 きょうだいで在籍する場合、就労証明書は2枚必要ですか？

A5 1枚は原本、2枚目以降はその写しを提出してください。

Q6 就労証明書の証明日について、有効期限はありますか？

A6 就労証明書の発行日は2か月以内のものとしてください。

2 多子減免制度について

川崎認定保育園に通う児童に就学前のきょうだいがおり、次の条件にあてはまる場合は、多子減免制度の対象となります。

多子減免制度の対象となる条件

川崎認定保育園に通う助成対象児童のきょうだいが、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、幼稚園、認定こども園、川崎認定保育園、おなかま保育室、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設への通所及び児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合。

3 横浜保育室と川崎認定保育園の広域利用について

(1)横浜市と川崎市との協定

平成26年10月27日に横浜市と川崎市が「待機児童対策に関する連携協定」を締結したことにより、平成27年4月から、横浜保育室・川崎認定保育園に入所している子どもの運営費や保育料負担軽減についての取り組みを行っております。

横浜市に在住していて、保護者が川崎認定保育園の保育を必要としている条件を満たし、利用児童が3歳未満児の場合に助成対象児童となります。また0歳～2歳児のうちの対象者は保育料軽減制度が適用されます。

4、5歳児は助成対象外となります。

保育料負担軽減について

横浜保育室では、保護者の市民税所得割額による階層によって保育料の負担軽減制度を実施しており、横浜市民が川崎認定保育園を利用した場合においても適用されます。施設が階層によって算出された軽減額を保育料から軽減することによって保護者の保育料負担を減らす制度です。

(2)保護者の提出書類

0～3歳児

- ・児童票
- ・就労証明書等助成対象条件を確認する書類
- ・横浜市の「支給認定証」の写し

0～2歳児のうち保育料軽減対象者

- ・保育料軽減利用申込書
- ・横浜市の「支給認定決定通知書」の写し

(軽減額を算定するために市民税階層区分を確認します。ただし、保育料軽減助成の対象となる階層はA階層からD14階層までです。)

※保育料軽減助成を希望しない方については提出不要です。

(3)保育料軽減額の算定方法

●保育料軽減区分及び限度額

軽減区分ごとに、月極保育料の算定控除額を超える額と、軽減額を比較し、いずれか少ない額を軽減します。

軽減区分	支給認定決定通知書より [階層区分]市民税の範囲	軽減額	算定控除額
ア	[D14] 228,900円以下 [D12] 174,901円以上	10,000円	38,100円
イ	[D11] 174,900円以下 [D9] 120,601円以上	20,000円	28,100円
ウ	[D8] 120,600円以下 [D6] 77,101円以上	30,000円	18,100円
エ	[D5] 77,100円以下 [D3] 48,601円以上	40,000円	8,100円
オ	[D2] 48,600円以下 [A] 0円	50,000円	5,000円

【例】①（2歳）、負担区分はD10階層（イ区分）、保育料は80,000円の場合

〔軽減額は？〕：月極保育料80,000円－算定控除額28,100円＝51,900円①

51,900円① > 軽減額20,000円となり、**少ない方の額** 20,000円が軽減額です。

〔負担額は？〕月極保育料80,000円－軽減額20,000円＝60,000円が負担額となります。

【例】②（2歳）、負担区分はD10階層（イ区分）、保育料は45,000円の場合

〔軽減額は？〕：月極保育料45,000円－算定控除額28,100円＝16,900円①

16,900円① < 軽減額20,000円となり、**少ない方の額** 16,900円が軽減額です。

〔負担額は？〕月極保育料45,000円－軽減額16,900円＝28,100円が負担額となります。

【例】③（2歳）、負担区分はD10階層（イ区分）、保育料は25,000円の場合

〔軽減額は？〕：月極保育料25,000円－算定控除額28,100円＝-3,100円

マイナスの場合、軽減額は0円です。

〔負担額は？〕：保育料25,000円－軽減額0円＝25,000円が負担額となります。

4 補助金額

0～3歳未満児

世帯の市民税所得割額が321,700円未満の方は月額20,000円

世帯の市民税所得割額が321,700円以上の方は月額10,000円

※市民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の適用はありません。

3歳以上児

月額5,000円 ※所得制限はありません。

※補助金額と保育料を比較し、低い方の金額をお支払いします。

※3歳未満児とは、平成29年度は、平成26年4月2日以降に生まれた児童です。年度途中で入所し、その時点で誕生日を過ぎ満3歳に達していても、その年度中は3歳未満児の補助金額の対象となります。

5 補助金の交付方法と交付期間

補助金は年2回、申請された保護者の口座へお支払いします。

(1) 4月から9月の対象月分

⇒園を経由して、9月5日（火）までに申請⇒10月後半から11月末までの交付

(2) 10月から翌年3月の対象月分

⇒園を経由して、3月5日（月）までに申請⇒4月後半から5月末までの交付

※提出期限後の申請はお支払いできない場合がありますので、御注意ください。

6 申請方法

園から申請書類をお配りしますので、必要事項を記入の上、添付書類を添えて園へ提出してください。在籍している証明書とともに、期日までに川崎市へ申請書を提出します。

個人情報の記載された書類となりますので、封筒などに封入して提出してください。

<申請書類>

川崎認定保育園在籍者（園を通して申請又は直接郵送で申請）

(1) 川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書（兼同意書）

(2) 添付書類 添付書類確認一覧

通帳のコピー

平成29年の市民税所得割額が分かる書類（3歳未満児かつ平成29年
1月1日時点で川崎市に在住していない方等）

※4月から9月までの分の保育料補助金を申請された方で、前回から変更がない方につきましては、通帳のコピー及び平成29年の市民税所得割額が分かる書類の提出を省略することができます。添付書類確認一覧の提出は省略できません。